

船 舶 明 細

イーライン株式会社
TEL:052-618-5088
FAX:052-618-5066

船 名	海竜
船 舶 番 号	第235-25517号
総 ト ン 数	7.9t
長さ×幅×深さ	11.98×2.98×1.49(m)
馬 力 (機 関)	いすゞ自動車 420PS
速 力	25kt
航 行 区 域	限定沿海区域
船 質	FRP
建 造 年 月	平成3年2月
旅 客 定 員	11名
船 籍 港	愛知県名古屋市
警 戒 通 信 設 備	GPS・国際VHF無線 レーダー・IP無線
救 命 設 備	救命胴衣 13着
船 舶 検 査 証 日	令和3年1月18日
交 付 年 月 日	

船舶検査証書

第2ー 15号

船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港		
汽船 海 竜	第235-25517号	愛知県名古屋市		
総トン数又は船舶の長さ	用 途	船舶所有者		
7.9 トン (11.98メートル)	交通船兼警戒船兼作業船	イーライン株式会社		
航行区域又は従業制限 (国際航海に従事する船舶にあつてはその旨)	沿海区域 ただし、 (1) 静岡県御前埼灯台から180度に引いた線と、愛知県伊良湖岬を経て、三重県猪ノ鼻灯台から135度に引いた線の間における本州の海岸から20海里以内の水域、静岡県御前埼灯台から180度に引いた線、東京都式根島南端から三重県沢崎まで引いた線及び本州の海岸から20海里の線により囲まれた水域における本州の海岸から25海里以内の水域、三重県猪ノ鼻灯台から135度に引いた線、静岡県御前埼灯台から236度に引いた線及び本州の海岸から20海里の線により囲まれた水域における本州の海岸から25海里以内の水域。 (2) 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から5海里以内の水域、並びに、 (3) 船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。			
最大 とう 載 人 員	旅 客	作業船の場合 0人 その他の場合 11人		
	船 員	作業船の場合 2人 その他の場合 2人		
	その他の乗船者	作業船の場合 13人 その他の場合 0人		
	計	作業船の場合 15人 その他の場合 13人		
制 限 汽 圧				
その他の航行上の条件				
有 効 期 間	令和 9年 1月31日 まで			
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 令和 3年 1月18日 (名古屋)				
日本小型船舶検査機構 				